

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第33号

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県大麻取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、追加項並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
(免許の申請) <b>第2条</b> <u>省令第2条第1項</u> に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。 2 <u>省令第2条第1項</u> の規定により大麻取扱者免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、 <u>省令第2条第2項各号に掲げるもののほか</u> 、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 栽培地の平面図及び堅固な <u>柵</u> の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「 <u>柵</u> の設置その他の措置」という。）の概要図 <u>(3) 法第5条第2項第2号及び条例第2条第2項第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u> (4) (略) (5) (略) 3 <u>省令第2条第2項第1号</u> に規定する医師の診断書には、 <u>覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。</u> 4 <u>省令第2条第2項第2号</u> に規定する履歴書は、 <u>別記第2号様式の2によるものとする。</u>	(免許の申請) <b>第2条</b> <u>省令第2条</u> に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。 2 <u>省令第2条</u> の規定により大麻取扱者免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 栽培地の平面図及び堅固な <u>さく</u> の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「 <u>さく</u> の設置その他の措置」という。）の概要図 <u>(3) 精神の機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第2号様式）</u> (4) <u>法第5条第2項第2号及び第3号並びに条例第2条第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u> (5) (略) (6) (略)  <u>(大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者)</u> <b>第2条の2</b> <u>条例第2条第2項第2号オの規則で定</u>

める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

第2条の3 大麻取扱者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるか否かを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮するものとする。

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 大麻取扱者が大麻草を栽培する栽培地の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 栽培地には、さくの設置その他の措置が講じられていること。

イ 栽培地が屋内にある場合は、かぎのかかる施設内にあること。

(2) 大麻研究者がその研究に従事する施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア (略)

イ アに規定する設備は、かぎのかかるものであること。

(変更の届出)

第14条 大麻取扱者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) さくの設置その他の措置

(2)・(3) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、さくの設置その他の措置の概要図

(2)・(3) (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

新潟県収入証紙  
はり付け欄

(表)

大麻取扱者免許申請書

(略)

下記のとおり大麻取扱者の免許を受けたいので、大麻取締法施行規則第2条の規定により申

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 大麻取扱者が大麻草を栽培する栽培地の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。

イ 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。

(2) 大麻研究者がその研究に従事する施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア (略)

イ アに規定する設備は、鍵のかかるものであること。

(変更の届出)

第14条 大麻取扱者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 柵の設置その他の措置

(2)・(3) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、柵の設置その他の措置の概要図

(2)・(3) (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

新潟県収入証紙  
貼付欄

大麻取扱者免許申請書

(略)

下記のとおり大麻取扱者の免許を受けたいので、大麻取締法施行規則第2条第1項の規定に

より申請します。

(略)

(略)

注 1・2 (略)

第2号様式 (第2条関係)

診断書

(略)

(略)

2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒

(略)

(略)

請します。

(略)

(略)

注 1・2 (略)

3 大麻研究者の免許を申請する場合は、裏面の履歴書に必要な事項を記入すること。

(裏)

履歴書 年 月 日

ふりがな 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
本 籍			
住 所	〒		
学 歴 職 歴 研 究 歴 賞 罰	年 月		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		

注 1 学歴は、学部及び学科まで記入すること。

2 職歴は、所属及び担当業務の内容まで記入すること。

第2号様式 (第2条関係)

診断書

(略)

(略)

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒

(略)

(略)

第2号様式の2 (第2条関係)

履 歴 書

年 月 日

ふりがな 氏 名	㊟	生年月日	年 月 日
本 籍			
住 所	〒		
学 歴 職 歴 研 究 歴 賞 罰	年 月		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		

注 1 学歴は、学部及び学科まで記入すること。  
 2 職歴は、所属及び担当業務の内容まで記入すること。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。